



	<p>(2) 工事監督支援業務          予定業務期間は、延べ136ヶ月を予定している。</p> <p>(3) 調査資料作成支援業務          各種問合せに対応した現場確認及び技術資料作成を予定している。</p>
業務の実施方針に関する提案	業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等に関し、創意工夫を發揮し、公共サービスの質の向上に努めるための提案を行うこと。
技術提案	評価テーマ（担当技術者及び管理技術者の積算技術業務、工事監督支援業務、調査資料作成支援業務を適切に遂行するための具体的な工夫及び体制）について、留意点を踏まえ、創意工夫を發揮し、公共サービスの質の向上に努めるための、技術提案を行うこと。
履行期間	契約を締結した日の翌日から令和7年3月28日まで
成果品	<p>本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。</p> <p>(1) 積算技術          工事発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1式          積算資料 1式          積算データ（記録媒体CD等）          打合せ記録簿</p> <p>(2) 工事監督支援業務          共通仕様書のとおり</p> <p>(3) 調査資料作成支援業務          調査職員が指示した資料</p>
総合評価方式	<p>価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式          （業務の実施方針に関する提案及び技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を含めて技術評価を行う。）</p>
調査基準価格	有

## 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

- (1) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することが

できず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 申請期限日から当該委託業務の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

エ 3(2)に掲げる申請書等を提出していること。

オ 富山県における令和5・6年度入札参加資格者名簿（測量・地質調査、土木コンサルタント、補償コンサルタント）（以下「資格者名簿」という。）の土木関係建設コンサルタント業務に登載されていること。

## (2) 中立公平性に関する要件

入札参加者は、次の要件のすべてを満たしていること。

ア 本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

イ 本業務の配置予定技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者が、本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加していないこと。

### (注)

1 発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合を除く。

2 資本面・人事面で関係があるとは、次の(ア)又は(イ)に該当するものをいう。

(ア) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(イ) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する

役員を兼ねている場合。

(3) 業務実施体制に関する要件

入札参加者は、次の要件のすべてを満たしていること。

ア 富山県内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。

イ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

ウ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(4) 業務実績に関する要件

入札参加者は、平成26年度以降に完了した以下に示す業務（令和5年度完了予定も対象に含む。）について、1件以上の実績を有すること。

・業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（注）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

（注）発注者支援業務とは、積算技術業務、工事監督支援業務等に該当する業務をいう。

(5) 配置予定管理技術者に関する要件

入札参加者は、申請期限日までに、次の要件を満たす配置予定管理技術者を確保できること。

ア 以下のいずれかの資格等を有すること。

・技術士（総合技術監理部門－建設又は上下水道、建設部門又は上下水道部門）

・一級土木施工管理技士

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者

・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（注1）

・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（注2）（技術士部門と同様の部門に限る。）

(注1) 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは、中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者(土木)Ⅰ種又はⅡ種をいう。

(注2) 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

イ 同種又は類似業務の実績を有すること。

平成26年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和5年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成26年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

(注1) 同種業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務(類する業務を含む。)をいう。

(注2) 類似業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務をいう。

ウ 本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

#### (6) 配置予定担当技術者に対する要件

入札参加者は、申請期限日までに、次の要件を満たす配置予定担当技術者を確保できること。

ア 以下のいずれかの資格等を有すること。

- ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は上下水道、建設部門又は上下水道部門)、技術士補(建設部門又は上下水道部門)
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士

- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績と同様の実務経験が1年以上の者（注1）
- ・河川、道路、上水道及び工業用水道関係の技術的行政経験（注2）を5年以上有する者

（注1）複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。

（注2）技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことを言う。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加者は、入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (2) 申請書等は、次のとおりとする。

入札参加資格確認申請書	様式－1
企業の業務実績	様式－2
予定管理技術者の経歴等	様式－3
予定管理技術者の同種又は類似業務実績	様式－4
富山県内に所在している業務拠点	様式－5
業務実施体制	様式－6
業務の実施方針	様式－7
技術提案	様式－8

予定担当技術者の同種又は類似業務実績	様式-9
中立公平性を確保していることを示す誓約書	様式-10

- (3) 申請書等の様式は、12で定める担当部署及び富山県のホームページ「入札情報（工事・測量・コンサル）」（下記 URL）（以下「ホームページ」という。）で配付するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/joho.html>

- (4) 申請書等の提出期間は、11で定める期間とする。
- (5) 申請書等の提出場所は、12で定める担当部署とする。
- (6) 入札参加資格の確認の結果は、11で定める日までに申請者に通知する。

#### 4 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を受付期間の締切日までに持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
- ア 受付期間は、11で定める期間とする。
- イ 受付場所は、11で定める場所とする。
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、11で定める日までに文書により行うものとする。

#### 5 公告に関する質問等

- (1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した書類を郵送又はFAX若しくは持参する（受付期間の締切日までに必着）ことにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
- ア 受付期間は、11で定める期間とする。
- イ 受付場所は、11で定める場所とする。
- (2) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書で行うものとする。
- (3) 質問及び当該質問に対する回答については、11で定める方法により、公表する。

## 6 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 11に定める方法により設計図書等を配付するものとする。
- (2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を郵送又はFAX若しくは持参する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
  - ア 受付期間は、11に定める期間とする。
  - イ 受付場所は、11に定める場所とする。
- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、11に定める方法により、公表する。

## 7 総合評価方式に関する事項

### (1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び申請書等をもって入札をし、次の要件に該当する者のうち、(2)の総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

### (2) 総合評価の評価方法

#### ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点



#### イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

※価格評価点は、小数第五位で切り捨て、小数第四位止めとする。

#### ウ 技術評価点の算出方法

申請書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針

(ウ) 技術提案

(エ) 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} \div \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = ((\text{ア})\text{に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times ((\text{エ})\text{の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = ((\text{イ})\text{に係る評価点}) + ((\text{ウ})\text{に係る評価点})$$

※技術評価点は、小数第五位で切り捨て、小数第四位止めとする。

### 8 入札期間等

- (1) 入札及び開札の日時は、11で定める日時とする。
- (2) 開札の場所は、11で定める場所とする。
- (3) 入札保証金は、免除する。
- (4) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

### 9 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札説明書において示した無効の入札の条項に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取

り消す。

## 10 その他

- (1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。

(注1) 発注工事に参加とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）としての参加をいう。

(注2) 資本面・人事面で関係があるとは、次のア又はイに該当するものをいう。

ア 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

イ 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

- (2) 本業務にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は、令和6年5月23日以降を予定している。
- (3) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める場合がある。

## 11 入札手続き及び日程

入札手続き及び日程については、次のとおりとする。

入札手続き	期間（注1）	方法
入札公告・入札説明書・設計書・申請書等の様式の配付	令和6年3月25日から	担当部署及びホームページで配付
申請書等の受付	令和6年3月26日から 令和6年4月8日まで	担当部署に持参
入札公告・入札説明書に関する質問の受付	令和6年3月25日から 令和6年4月4日まで	担当部署に郵送又はFAX若しくは持参

入札公告・入札説明書に関する質問の回答	質問を受理した日から5日以内（注2）	郵送又はFAXで回答
入札公告・入札説明書に関する質問と回答の閲覧	質問に回答した日から令和6年5月16日まで	担当部署で閲覧
設計図書等に関する質問の受付	令和6年3月25日から令和6年5月14日まで	担当部署に郵送又はFAX若しくは持参
設計図書等に関する質問の回答	質問を受理した日から5日以内（注2）（注3）	郵送又はFAXで回答
設計図書等に関する質問回答の閲覧	質問に回答した日から令和6年5月16日まで	担当部署で閲覧
入札参加資格の確認通知書の発行	令和6年4月24日まで	担当部署から郵送
入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求	確認通知書を受け取った日から3日以内（注2）	担当部署に持参
理由の説明の要求に対する回答	要求を受理した日から2日以内（注2）	文書により回答
入札及び開札（注4）	令和6年5月17日 午前11時から	入札書を担当部署に持参、開札を担当部署で実施

（注）

- 1 持参、郵送又はFAXにより提出する書類は、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に担当部署に必着すること。
- 2 休日を除く。
- 3 ただし、令和6年5月10日から令和6年5月14日までに受理した質問については令和6年5月16日までに回答する。
- 4 総合評価方式のため、開札の日時と落札者を決定する日時とは異なることがある。

## 12 担当部署

入札手続きに係る提出及び受付場所は、担当部署である富山県企業局経営管理課管財係（〒930-0094 富山市安住町2番14号（北日本スクエア北館10階）電話076-444-2139 FAX 076-444-2154）とする。

その他不明な点についても、この担当部署に問い合わせること。